

**桐生市立小中学校適正規模・適正配置基本方針に関する地域住民説明会  
(新里中学校区) の概要について**

○日 時 令和5年8月29日(火) 午後6時～午後6時47分

○場 所 新里総合センター 大会議室

○参加者 【地域住民】 6名 【報道機関】 なし

○質疑応答

・意見や質疑応答は、以下のとおり。

発 言 者	発 言 内 容
地域住民	<p>説明を受けて、良く出来ているなというふうに思いました。検討組織も二段構えで、良く出来ているなど。説明を受けて、なるほどと思ったことがいくつあるわけですが、1つは隣接する中学校区の取扱いについて、地域協議会を設置するときに、そちらにも申し込んでということで、説明を聞いていますと、市町村合併の検討に少し似ているなという感じもしたわけですが、隣接する中学校区の捉え方がどのようなものなのかということが1点感じたことです。</p> <p>もう1点は、私は21区ということで、新里東小学校区で放課後児童クラブの運営委員長という立場であるわけですが、この夏休みは170人の子どもたちをお預かりしています。その数字を考えて、令和11年、令和12年頃には、ああいう数字になっていってしまうのだと先ほども説明を受けて、新里東小学校といえども、ああいう減り方になっているのかと、実感として見させていただきました。</p> <p>全国的な少子化の中で、新里だけが云々ということではなく、やはり着実に減っていくのだなということで、これは避けて通れないことなんだなと説明を受けて感じました。</p>
事務局 (教育未来室長)	<p>ご質問のありました隣接の定義についてですが、小学校であれば、まず、同一の中学校区内における学校規模の適正化を検討すべきであると考えております。ただ、それでも学校規模の適正化を図ることができないという現状があった場合に、中学校区単位で、その隣接する中学校区との協議を開始して申入れをしていただくようなケースが一番多いものと考えております。また、特に検討開始基準に該当していない小学校又は中学校であっても隣接する中学校区で検討開始基準に該当する小学校又は中学校があり、その学校に隣接する場合、その中学校区から協議会編成の要請が想定されますので、同時期に検討委員会を設置していただくこととなります。</p> <p>今回、黒保根学園校区を除く桐生市ほぼ全域において、今後検討委員会を設置していただくことになると考えております。</p> <p>なお、検討に当たっては、当該地域の地理的特性を考慮しつつ、検討が進められることとなりますので、そのようなことも踏まえて、隣接での協議では、ある程度組合せができてくるのではないかと考えております。</p>